

決まり若きより等微弱微尾端勿傷者勿觸  
思慮津博ちる事より痛晦し、同胸元を保ち  
終うん臨席の極意旨に向て足尾縦筋勿傷者勿封し、蒜形  
法決の音、知は無く之は「ん足尾墨か管仲考へ封す  
ら理解の至らず、資本家に統括りする事27あると  
警官を改製す。会社側のじうに「会社は當局を  
として慶と注高也しあたるんか」、「5.3」という句を  
例證してこれが明らかに会社のもの足尾墨が  
四呂松ナレ、警官は治里本家と協力傷者との中立の  
立場にある、「さうへ足尾墨は、治里本家も亦約有つて  
事を就辭し御法スみるし」、甚しう國家の統  
一様同として協力資本の外に附あるかれば此の

会社の言ふ對し之れに反抗し、会社を國新告訴。  
すつり、あることは尾墨の燃刃傷者勿封する不公平  
ある如墨との權威無きを難能詫すや中止を  
命ずるに到り、場内二度生升の故、辭し法氣付  
きる所なれば、故、白官の尾墨を唱之、擅上人駆ケ  
上よ考立ニテ、故、警官との同一門着起々くして  
か、麻生考の制止をうる衝突は無く、高利ホの用  
今、の辯へて演説令を終る、麻生の言既へて萬  
歳を三回引く。年は、昨年聽考は三三倍え  
退場歸途に付く。